

第2章 安心して暮らせる社会

第2章 安心して暮らせる社会

第2章1節 医療・介護・福祉と子育て・教育の環境整備

第2章2節 災害に強い島づくり

■目標

すべての市民が健やかに安心して暮らせる地域づくりを目指します。

■基本方針

すべての年齢、すべての市民が健やかに、そして安心して暮らせるためには、医療・介護・福祉、並びに子育て・教育に係る様々なニーズに対応できる環境整備というものが重要です。

そしてこの環境整備にあっては、時代とともに変化する人々の暮らしに対応できるよう、様々な要素や資源といったもので構成する各種の「地域」という単位で循環し持続可能である必要があります。

こうした環境整備を実現するために、有機的に連携し機能を発揮する各種施策の実現を目指します。

■基本政策

医療・介護・福祉では、誰もが健康でいきがいをもち、いきいきとした生活ができるよう、健康づくりや介護予防を推進します。また、支援が必要となっても、本人の能力に応じた自立した生活が維持できるよう、地域社会に基盤を置いたさまざまな医療・介護・福祉などのサービスを提供し、家族・仲間・地域がつながり、支え合う仕組みをつくります。

子育て・教育では、安心して子どもを育てられるよう、地域全体で支えあい子育て世代が安心して働き子育てを楽しめる環境整備や、生涯にわたって学び活躍できる環境づくりを推進します。

さらに、地域おこし協力隊をはじめ、移住者や関係人口などの外部人財を活用した地域活性化や将来地域の担い手となる人財を幼少期から地域とともに育て、持続可能な地域づくりにつなげます。

■体系図

基本施策	施策の柱
1 健康づくりの推進	(1)健康寿命の延伸に向けた健康づくり
2 医療・介護・福祉の連携づくり	(1)地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築 (2)医療供給（提供）体制の維持、確保
3 ライフステージに応じた切れ目のない支援	(1)子どもの成長のための環境整備 (2)子育て世代への支援 (3)若者の社会参画の推進 (4)特別支援教育
4 生涯学び活躍できる環境づくり	(1)地域資源を学ぶ機会の提供 (2)地域の文化財の保存活用 (3)芸術文化に親しむ機会の提供
5 地域を担う人財づくり	(1)キャリア教育 (2)学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール） (3)移住定住の促進

■目標

安心して暮らせる災害に強い地域づくりを目指します。

■基本方針

すべての市民の生命、身体及び財産を守るため、自然災害や大規模災害に対する予防対策や減災対策を講じるとともに、関係機関や自主防災組織と連携し防災意識の向上を図ります。

■基本政策

本市は、離島であり本土との交通手段を航路に頼っている現状から、大規模災害発生時に多くの傷病者が発生した場合、救急医療体制や生活物資の安定した調達の構築が急務であることから、引き続き港湾施設の強靱化を推進するとともに、負傷者の受入態勢の確保等、新潟県、佐渡医師会等との連携強化が図られるよう取り組んでいきます。また、緊急時に人員・物資輸送強化の観点から、多くの救援機を受け入れるための空港整備にむけ、県とともに取組を進めるとともに、主要道路・河川・橋梁・上下水道・建物の耐震化など、災害に強い基盤を整備し、市民の生活の安定を図ります。

また、自らで災害時への対応を怠らない「自助」、その上でお隣、ご近所、集落等で助け合う「共助」が災害の現場では重要となるため、市では市民の方々が災害時にどういった行動をとるべきか、地域ごとに、避難の時期や避難方法、避難場所の確認といった事前の対策を建てられるよう支援するとともに、自主防災組織ほか多くの共助の担い手を育成し、助け合いの体制づくりを推進します。

■体系図

基本施策	施策の柱
1 予防対策	(1)防災教育の推進、防災意識の向上 (2)インフラ整備の推進
2 減災対策	(1)災害対応能力の向上 (2)関係機関との連携強化 (3)組織力の向上と人材の育成

第3章1節 産業の振興

■目標

安心して暮らし続ける社会に向け、各産業の振興を目指します。

■基本方針

産業の振興を図るため、各産業間の振興と流通が連動した生産の拡大による所得の向上、また、生産年齢人口を増加させ持続する循環型社会の構築を目指します。

■基本政策

農林水産業においては、所得向上による持続可能な経営の展開、雇用の受け皿づくりによる担い手の確保などに取り組むとともに、所得の安定化を図るため、島内循環の強化や外貨獲得のための島外販売に取り組み、流通と連動した生産の拡大を図ります。

また、農商工連携や企業連携を推進し、産業間の生産波及力を強めるとともに、起業・第二創業の支援を行い新たな雇用機会の拡充と安定した雇用の創出を図ります。

エネルギーの自給については、化石燃料の使用低減を推進するとともに、新エネルギーの導入に向け、国や県と連携を図り持続可能な環境に向け取り組みます。

■体系図

基本施策	施策の柱
1 持続可能な一次産業の展開	(1) 規模拡大・生産コストの低減 (2) 経営の多角化・複合化 (3) 農林水産物の付加価値向上 (4) 組織化・法人化 (5) 多様な担い手の確保
2 島内循環の強化	(1) 地消地産の取組み (2) 地域商社機能の強化・拡大
3 外貨獲得のための島外販売	(1) 高付加価値化の取組み (2) 生物多様性佐渡戦略の推進
4 起業・第二創業の推進	(1) 農商工連携の推進 (2) 新たな産業の創出
5 経営の安定化に向けた支援	(1) 人材の確保・育成 (2) 中小企業経営の安定化
6 自然エネルギーの島構想の実現	(1) 洋上風力発電の導入に向けた積極的な関与及び課題解決のための環境整備 (2) 再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電の導入促進 (3) 水素サプライチェーンの構築

第3章2節 観光地域づくりの推進

■目標

外貨獲得による地域活性化を図り、交流人口と観光消費額の拡大を目指す。

■基本方針

地域資源を最大限に活用し、観光地としての魅力を向上させるとともに長期滞在可能な環境整備と観光旅行者へのサービスの質の向上を推進する。

旅行者ニーズ等の変化を踏まえ、ストーリー性のある観光コンテンツの創出等を進め、観光推進団体等の連携を強化し、インパクトのあるプロモーションを展開するとともに旅行者ニーズに応じた観光情報の提供及び外国人旅行者等を対象としたマーケット拡大を図る。

■基本政策

観光を取り巻く環境は、旅行者ニーズの多様化やインバウンドの拡大などめまぐるしい変化が続いているが、国内におけるマーケットと観光の受け地としての地域力は、人口減少による影響で縮小している。このため、旅行者一人ひとりへのサービスの質の向上や地域資源をニーズに合うようにコーディネートすることで、選んでもらえる地域となるとともに滞在時間の延長による消費額の増大を目指す。

また、激化する観光における地域間の競争に勝ち抜くためには、データの客観的な分析によるスピード感のある観光戦略と効果的で効率的な誘客策が重要となることから、関係人口の拡大による市場分析を進めるとともにインバウンド等の遠方の顧客に訴求するための地域連携を促進します。

地域内の人口が減少傾向にある中でも、しっかりと受け地としてのクオリティを提供し、持続可能な地域となるためにソフト・ハード両面での環境整備に向けて取り組みます。

■体系図

基本施策	施策の柱
1 滞在可能な観光地域づくりの推進	(1) 旅行者へのサービスの質の向上 (2) 観光資源の磨き上げと観光地域づくり (3) 多様な滞在スタイルの推進 (4) 新たなテクノロジーを活用した観光地
2 地域間競争に勝ち抜く強い観光地	(1) データに基づく観光戦略の展開 (2) 関係人口拡大によるマーケティング (3) 地域連携によるインバウンド戦略
3 持続可能な人材と資源の確保	(1) 人材の確保・育成 (2) 公共施設の効果的な活用

第3章3節 交通ネットワークの充実

■目標

交通ネットワークの維持・充実を進め、市民の安心・安全や産業振興、交流人口の拡大を図ります。

■基本方針

市民生活の安定、産業の振興、交流人口の拡大の基盤となる航路、空路、島内公共交通などの交通体系と港湾、空港、道路などの交通インフラの維持、充実に国、県、市、関係者が一体となって取組み、それぞれの地域の特性や実情に応じた交通ネットワークを構築します。

■基本政策

佐渡航路は、海上国道として本土と佐渡を結ぶ唯一の交通手段となっており、航路の安定運航及び利便性が向上されるよう取り組むとともに、現在休止している佐渡空港においても現空港で離発着可能な航空機による早期再開を進めながら、首都圏等からの大型機が離発着可能となる佐渡空港の拡張整備を推進します。

島内公共交通については、自動車を運転できない学生や高齢者などの交通弱者や来訪者の移動手段確保のため、路線バス運行や交通空白地帯の解消に向けた取組みなど、島内公共交通の確保維持に努めます。また、日常生活の利便性や観光地へのアクセスの改善を図るため、国、県、関係市、関係事業者等が一体となり道路インフラの整備及び修繕を計画的に推進します。

■体系図

基本施策	施策の柱
1 佐渡航路の安定運航と利便性向上	(1) 佐渡航路の安定運航 (2) 佐渡航路の利便性向上
2 航空路の再開と佐渡空港拡張整備の推進	(1) 航空路の再開 (2) 佐渡空港拡張整備の推進
3 島内交通の確保・維持とサービスの向上	(1) 交通空白地帯の解消に向けた取組み (2) 公共交通のサービスの向上 (3) 路線バスの維持、充実
4 道路施設の計画的な整備等	(1) 道路交通のインフラ整備の促進